



労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、これまではこの法律により保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用しておりました。

しかし、厚生労働省は、最高裁が令和3年5月にいわゆる「建設アスベスト訴訟」で出された判決を踏まえ、一人親方などの安全衛生対策を強化することとなりました。

この最高裁判決で、労働安全衛生法第1条の目的の規定には「快適な職場環境の形成を促進」とさ  
れており、その対象は労働者に限定していないと

判示しました。そして、労働者に該当しない者が、労働者と同じ場所で働き、健康障害を生ずるおそれのあるものを扱う場合に、労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い、労働安全衛生法は労働者と同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨、などと判示しています。

このため、令和5年4月より、

- ①安全確保のための設備設置関係の規定の改正
- ②作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正
- ③場所の使用・管理権原等に基づく安全確保

## 一人親方等の安全衛生対策について

(退避、立入禁止等)に係る規定の改正

- ④有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正
- ⑤労働者以外の者によ



る遵守義務がされています。

具体的には、  
◆請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる(または請負人に設備の使用を許可する)等の配慮を行う

こと。  
(有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等)

◆特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること。  
(労働安全衛生規則第592条の3第2項等)

◆労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。  
(労働安全衛生規則第327条第2項等)

◆労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止と

すること。  
(労働安全衛生規則第585条第1項等)

◆作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること。  
(有機溶剤中毒予防規則第27条第1項等)

◆化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。  
(有機溶剤中毒予防規則第24条第1項等)

詳しくは、厚生労働省のホームページをご参照ください。



省労働安全衛生「一人親方等」の対策について

イラスト・源安孝